

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第6回）概要
（前半：東部広域行政管理組合の環境影響評価書について）

- 1 日 時 平成25年3月11日（月）午後1時15分から午後2時30分
- 2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 概要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中7名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・最初に事務局から前回の審査会での質疑応答の経緯を説明し、事業者から前回の審査会の意見を受けた修正等について中心に説明をしていただいた後、質疑応答を行った。次に事業者退席のうえ、知事意見案に関する審議を行った。

以下、質疑応答内容

○岡崎会長

ありがとうございました。

ただいまの事業者の方からの説明に対しまして、委員の皆様の御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○OA委員

10の3の施設の供用時というところなんですけども、何か書き方がそれぞれ、定常となった時期の1年間というのと、定常となった時期から1年間、そういうふうには何か定常となった時期の1年間と、定常となった時期から1年間というのは別、あっ、済みません、内容にやっぱり違いがあるということでしょうか。ちょっとすごくわかりづらいなと思って、その辺をわかりやすく書いていただけるといいかなと思いますけれども。

○事業者

定常となった時期の1年間というのは、定常となった時期のうち1年間ということですので、少し……。

○OA委員

のうちの1年間。

○事業者

はい、わかりやすく記載を修正します。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

環境アセスメントの制度上からいいますと、事業者が提出した評価書、これに対して知事が意見を出して、今、その知事の意見を出すに当たって、この審査会で参考となる意見をお聞きしてというような制度になるんですが、知事の意見をもとに事業者の方で評価書を修正、補正、補正という言葉を使うんでしょうか、少し直すという手続、手順になるんですが、事業者の方からは前回の審査会の議論で、少し早いかもしれませんが、ちょっとこんなふうには直そう

というようなことで御検討いただいているというような位置づけになろうかと思えます。

ほかに何か御質問、あ、じゃあありますか。

OB委員

生き物の関係ですけれども、これ、きょういただいたちょっと厚い、厚目の書類が全部修正がかかっている場所だと思うんですけど、7の235ページで、もともとの、最初にいただいたものから1行目、めくって最初のページに修正事項が一覧になって載っておりますけれども、7の235、1行目削除になっていまして、1行目って何かというと、植物については対象事業実施区域に生育する5種について保全すべき対象としたっていうのが、もともとあったものが削除されて、表7の4の1っていう、7の222ページに載っているものが保全対象になったということで、拡大したということよろしいんでしょうか、理解としては、5種じゃなくて。

○事業者

済みません、7の222に下線を引いてある部分がございますけども、この辺を追加したということがございます。（発言する者あり）はい、で、ふやしたということがございます。

OB委員

前回のコメントからすると、少しだけミズマツバについては一言だけ触れていただいたという状況ですが、ちょっと具体的な設計については、まだこれからということではなかなか具体的には書けないというところではあると思うんですが、7の235ページの1行目の削除のように、5種だけじゃなくって、ホンゴウソウとかナツエビネとかミズマツバだけではなくって、ほかの種も含めていろいろ書いてありますけれども、適切な環境にと書いてありますけれども、移植なり、それから何でしょうね、いろんな手入れなりということで、前より、当初案よりはよくなったという理解でよろしいですね、よりその保全に力を入れていただけるということで、確認です。

○事業者

はい。専門家等の皆さんの御意見も聞きながらさせていただいております。

○岡崎会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。何かお気づきの点等。

特にないようでしたら、次に進んでいきたいと思えます。

事業者の皆さん、ありがとうございました。

これから知事意見の案について、審議というふうに進んでいきたいと思えますので、事業者の方は御退席の方、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔事業者退席〕

○岡崎会長

それでは、知事意見の素案について、事務局の方からポイントを一応整理していただいております。まずその資料から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局

環境立県推進課の後藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元資料の1-3という資料をごらんください。1-1を2枚ほどはぐっていただいたところがございます。評価書に対する知事意見の案ということで、まず項目だけを列挙させていただきました。先ほど東部広域さんの方から修正予定の御意見はございましたが、それは知事意見の後に直す予定のものということで、それも含めまして、知事意見の中に含ま

れてくるのかなと思いますので、御了解いただきたいと思います。

それで、項目といたしましては、大きく6つの項目を考えております。まず1番目でございます。環境影響に関する住民への説明、情報公開についてというところでございます。ちょっと前回の準備書、知事意見とそれに対する事業者見解を見ながら御説明したいと思いますので、評価書の15章、15章のあたりをちょっとごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず、15章の15の3ですね、総括的事項ということで、前回も住民説明の関係あるいは情報公開の関係について知事意見を述べさせていただきました。それに対して事業者の方から見解の方をいただいていたところでございますが、今回、もう一度同様の意見を言わせていただきたいなと思っております。というのが、ちょっと文章をまず読ませていただきますと、事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響についての周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開、ちょっと項目ですけど、について、知事意見を述べたいなというふうに思っております。

これは事業者見解の方、ちょっと見ていただければわかるとおり、ちょっと記載してないだけなのかもしれませんが、点々で囲んでる内容が、恐らくその取り組んでこられた、事業者さんとして取り組んでこられた内容かなとは思いますが、一番最後が8月28日ということで、それ以降の記載の方が特にないようですので、ちらっとお聞きした感じでは余り直接的な説明等は余りされてないような感じでもありましたので、この辺の説明のところ。それから、次にも申し上げますが、方式がまだ未決定ということで、今後の計画が決まっていく中で、そこにも書いていますとおり、事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響についてというのが、今、評価書に出ているものから変わってくる可能性もあると、ことも踏まえまして、その辺について具体的な内容を明らかにしていただいて、具体的な内容についてというのは説明の仕方であるとか、どのような対応、どのような情報公開をしていくのかというような部分でございまして、を明らかにしていただいて、今後も取り組んでいただきたいというところがございまして、ここはあえてもう一度知事意見として述べさせていただきますなということで1番目に持ってきております。

それから、2番目でございます。今、少しお話をいたしました、方式決定及び決定後の手続についてということで、評価書でいうと15の4ですね、(2)番ですけども、ここに処理方式が未決定であるということの関係で、知事意見を前回も述べさせていただきました、事業者見解の方をいただいたところでございます。

まず一つが、基本的には評価書提出までに処理方式や諸元を決定していただきたいというのが県としての考え方であったんですが、もしそれが困難だということであれば、その理由を明らかにしてくださいということで、知事意見の方は述べさせていただいておりましたが、それに対する事業者見解の中で理由はいろいろ述べられてはいたんですが、慎重に選定を必要があるとか、処理方式を決めるとメーカー決定に直結するというので、慎重かつ公明正大に慎重に進めないといけないというようなことで書かれていたんですが、それはそれでわかるんですが、それは、じゃあそれが決定するまでなぜ待てないのかという部分の理由がちょっと何も書かれてなかったのかなと思いますので、その部分について追加でお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、次ですね、方式決定に係るプロセスの修正というところで、このプロセスのところですけども、評価書の2の6ですね、ちょっと前の方に戻るんですけども、評価書の2の6のところにごみ処理方式の選定についてということで、どのようなスケジュール感で処

理方式などを決定していくかということが記載をしていただいております。ちょっと先ほどの事業者さんからいただいた資料を見るともう既に直されるおつものようですけれども、こちらの方、この2の6、評価書の方を見る限りでは処理対象物、処理方式の検討ということで、平成24年12月10日から25年2月中旬ということで、今、3月ですので、決まってもおかしくないスケジュールなのかなということで、この辺、内容も含めまして恐らくまだ決まっていないようなお話だったかと思っておりますので、内容の方を時点修正をしていただければと思います。

それから、その次ですけれども、環境負荷が低減される計画、対応ということで、現在この2の6に書かれてるように、処理対象物、処理方式の検討、その他事業実施方式の検討などしておられるようですので、あわせて少しでも環境負荷が低減される計画、対応をこの検討の中でも行っていただきたいということで、意見の方を述べさせていただきたいなと思っております。

それから、その下の2つですけれども、方式決定後の予測評価結果と、これまでの予測評価結果との比較、検証の方法、それから記載内容の鳥取県環境影響評価条例の一環としての実施でございます。上の方は、こちら前回の知事意見の中で、もし方式が決定していない場合は、比較、検証の方法を明らかにしてくださいということで知事意見を述べさせていただいたんですが、廃棄物処理法に基づき縦覧を行うとともに、住民の皆さんから御意見を再度伺いますとか、排ガス量が少なくなった場合にとか書いてはいただいておりますけれども、具体的にどういうふうに比較、検証されるのかっていう部分がこれだとちょっとわかりづらいのかなということで、これにつきましても追加をお願いをしたいなということで、知事意見に述べさせていただきたいなと思っております。

それから、その次の廃棄物、今、少し話しましたが、廃棄物処理法に基づきという手続というふうに事業者見解ではございますが、廃棄物処理法に基づく手続をしていただくのは、法律に基づく対応でございますので、当然していただかないといけないという内容でございます。我々は今、鳥取県環境影響評価条例の手続の一環として、知事意見に対する対応として取り組んでいただきたいというふうをお願いをしとるわけですので、廃棄物処理法、もちろんしていただかないといけません、そうではなくて鳥取県環境影響評価条例の手続の一環として取り組んでいただきたいということをお願いをしたいなということです。

それから、最後のぽつですけれども、事業者以外の者が設計や建設主体や運営・管理主体となる場合の責任の所在ということで、2の6の、先ほど見ていただいた2の6の真ん中あたりにぽつが幾つか並んでおります。下から3つ目、事業者選定方式の検討という表現がございます。その中で総合評価、プロポーザル、一般競争、ごめんなさい、済みません、もう1個上ですね、下から4つ目ですね、事業実施方針の検討、事業実施方針の検討のところ公設方式、直営運転委託や長期包括、DBO方式ということで、そういうような事業実施方針も今、検討されてるということで、場合によってはDBOというような形をとられる可能性があるというふうにお見受けいたしました。DBOということになりますと、設計建設や管理運営が民間の方になるという可能性ももちろん出てくるかと思っておりますので、その辺の、もしそうなった場合の責任の所在などしっかりと明らかに、責任の所在というのは、実際に環境影響評価に係る環境保全措置や、あるいは事後調査を一体だれがするのか、だれが責任を持って行うのか、そしてそれを公表や縦覧などありますけれども、どのようにするのか、その民間事業者がする場合の連絡体制といいますか、調整体制といいますか、その辺も含めて明らかにさせていただきたいなということで、もしそうなった場合のことでございますが、をお願いしたいなと思ってお

ります。

それから、大きい3つ目ですけれども、隣接する工業団地についていうことで、1枚戻っていただきまして、資料1-2をごらんください。こちらが鳥取市長さんの方から県の方にいただいた意見書でございます。今回の評価書の内容に関しまして、県の方から鳥取市さんの方に意見はございませんかということで照会の方をさせていただきまして、その結果、返ってきた鳥取市長さんの御意見ということでございます。

これの一番下の方をごらんいただきたいんですけども、一番最後の、大きく1番がこの事業の必要性で、2番が環境影響評価に対する意見ということでいただきまして、2番の一番最後の3行ですね。なお、本市が計画している河原インター山手工業団地は、鳥取県環境影響評価条例の対象外の事業であるが、本事業の調査・予測・評価の情報を最大限尊重し、環境に配慮した対策を講ずるものであるということで、隣接する工業団地につきまして、鳥取市さんとしてこの東部広域さんのアセスの情報を最大限尊重して、環境に配慮した対策を講じたいというふうに前向きな御意見をいただいたところでございます。

ということで、この鳥取市さんの意見も踏まえまして、引き続き鳥取市さんと情報共有をしっかりと東部広域さんとしてもしていただいて、連携によって環境影響の低減、これは鳥取市長さんがこうおっしゃられてますので、ぜひとも両事業の環境影響が低減、可能な限り低減できるようにみずから取り組んでいただくとともに、鳥取市さんのそういう取り組みに協力をさせていただきたいなということで、そういうような御意見を、意見を申し上げたいなというふうに思っております。

それから、4つ目でございます。事後調査の関係でございますが、これも評価書の15の6とか15の12のあたりで知事意見の方、述べさせていただいたところでございます。先ほど委員の方からも少し、A委員の方からも御指摘がございましたが、まず、あともまず前回の意見でもございましたが、施設の定常状態の話が出てまいりました。あとその供用時の調査期間や頻度ということが事後調査の取り組みの中で出てまいりましたが、ちょっとわかりづらいというような御意見もいただいたところでございます。もう少しこの辺、定常状態の目安やその調査、供用時の調査期間や頻度、具体的にどの辺、供用時1年間ずっとするのかとか1年間の間にどれぐらいするのかとか、その辺も含めてもう少しわかりやすい表現でお願いしたいなということで上げさせていただいております。

それから、2つ目のぼつでございますが、事後調査結果の報告の時期、公表の時期の目安でございます。事後調査の関係で今回、準備書、知事意見に対して返ってきた事業者見解の中でいうと、項目によっては供用後3年間の事後調査を実施するというような項目もございます。となりますと、工事から入りますと、相当長期間にわたって事後調査を実施していただくというようなことになってまいります。例えばですが、これは例えばですが、完全に事後調査が終わるまでで、終わってからではなくて、一度工事完了時点で一度とか、その後事後調査がすべて完了した時点でもう一度とか、あるいは必要に応じて事後調査や、その工事の期間中も含めまして報告や公表を行っていただくことを検討できないかなということで上げさせていただいております。

それから、もう、その下のぼつですけれども、施設供用後に実施する環境モニタリングと、その結果の情報公開ということで、これにつきましては前日も御意見をいただいていたところでございます。今回直されるということで話はいただいておりますが、まず事後調査とは別に施設供用後のモニタリングというものもされるということで、その一つは、例えば大気汚染防止法や廃棄物処理法などに基づく義務化されたモニタリング、これは必ずしないといけないもの

が、環境モニタリングがございまして、それ以外に地元との話し合いの中で検討をされるということで考えておられるようでございますので、その点について可能な限り整理をしていただいて、記載の方をしていただきたいなということで書かせていただいております。

それから、5番目でございます。専門家の所属等についてということで、15の8をごらんください。知事意見の(8)番です、15の8の(8)番ですけども、新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合、速やかに県及び関係市に報告して専門家の指導、助言を受ける等により、適切な措置を講じることということで、前回、知事意見を述べさせていただきました、事業者さんの方から対応をしていただけるということで御回答はいただいておりますが、この回答の中での専門家の協議のところ、ぜひとも専門家の指導、助言等いただいた場合は、その内容と専門、その専門家の御専門、それから所属ですね、これは専門家を個人的に特定してくださいという意味では決してありません、どのような専門でどのような所属なのかということで、可能な限りで結構ですので、その指導、助言の内容とあわせて御報告いただきたいなということ。

それから、これは、それは今後の話なんですけども、あと今回、例えばカスミサンショウウオやホンゴウソウの関係で専門家の御意見等いただいて、それを踏まえて対応されたということでお聞きしておりますので、この件につきましても指導、助言いただいた内容や、その専門及び所属について御報告いただければなということで書かせていただいております。先ほども言いましたとおり、あくまで個人名を特定するのが目的ではございませんので、個人名が特定されない範囲で結構でございますので、お願いしたいなと思って上げております。

それから、6番目でございます。評価書の記載内容について、これも15の8、評価書の15の8の(10)番ですね、準備書全般において説明不足や単位誤りなどということで、詳細でわかりやすく正確な図書となるよう努めることということでお願いしていたもので、努めましたということで回答はいただいたんですが、一つ、まず最新の規制や基準等を適用していただきたいということで、既に対応していただけるという先ほどの説明ありましたけども、例えばレッドデータブックの魚類の関係とか、今後工事が始まって、環境保全措置、事後調査を行っていく中で、何年もの長い期間かかってくるわけでございます。その中で当然規制や基準は変わってくるということは当然あり得る話でございますので、柔軟な対応で最新の基準や規制を適用していただくような形で取り組んでいただきたいなということでお願いするものでございます。

それから、10、その下の2つですけど、説明不足や記載誤りの修正、わかりやすく正確な内容ということで、例えば知事意見の中でも申し上げましたが、深夜騒音の関係で基準をオーバーしているということで、対策を講じていただくということで回答をいただいたんですけども、具体的にどのような対策を講じたのか、ちょっと具体的には書いてないということですので、数値が下がって基準をクリアしたということで報告はいただいたんですが、具体的にどのような対策を講じた結果、そのような数値が下がったのかということ。それから、先ほども少しお話ありました、ミズマツバやビオトープの関係など、もう少し詳しく書いていただきたい、説明不足の部分や記載誤りなどの分ですね、書いていただきたいということ。あと、前回レッドデータブックの関係で新しいものにした関係で中身が変わったんですけども、何が変わったのかちょっとわかりづらいという分もありましたので、その辺もわかりやすくしていただくようにということで、今ちょっと例示で挙げさせていただきましたが、それ以外にちょっと細かい記載誤りですね、単純な記載誤りですね、というような部分も幾らか見受けられましたので、そういうようなことをまとめまして指摘の方をさせていただきたいなと。

細かい指摘については、また別途させていただくんですが、知事意見としてはこういう全般論として修正などをしていただきたいということで、以上、1から6まで知事意見の案の項目、あくまで項目ですけれども、として今、考えてるところでございます。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

前回までの審議の内容等を参考にして、評価書に対する知事意見に盛り込む項目ということでしょうか、盛り込む項目の案ということで、事務局の方でまとめていただいたと、御説明いただいたというようなものです。文章の形になって、まだ文章化するというところまでいっていないんですけれども、ただいまの御説明で不足分というんでしょうか、漏れてる部分とか、あるいはもう少し内容として違ったような内容でとか、あるいはもっと詳しくとか、そういうような観点から、皆さん方の、委員の皆さん方の御意見をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

お願ひします。

○OC委員

先ほど事業者以外の方が設計とか建設とかの主体になる可能性っていうふうなことをお聞きしたんですけども、実際にはそれが違ったことによって、今まで評価書とかで述べてきたようなことが実行されないというふうなことが可能性としてはあるんでしょうか。

○事務局

そういうことがないように責任の所在を明らかにしていただく。的確に引き継ぐというか、連絡調整をしていただくということをお願いしたいなということでございますので、そういう意味も含めてきちっと知事意見の中で述べさせていただきたいなということでございます。

○OC委員

わかりました。基本的には東部広域が責任を持ってというふうな形になるんですかね。それ以外のものも責任が持てるようにというようなことと考えてよろしい……。

○事務局

そこがちょっとまだはっきりしてないところでございます。アセス条例の中にも引き継ぐ場合という条項もございまして、引き継ぎが絶対だめというわけではないんです。ただ、もちろん当然今までやってきたことはしっかりと引き継いでいただかないといけないということです。今どのように、今後検討、東部広域さんの方で検討されてることでございますのでどうなるかわかりませんが、必ずしっかりと、もしそういうことがあったとしても責任の所在を明らかにしてしっかりと引き継いでいただくということをお願いをする意味で、知事意見で述べさせていただくということでございます。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、お願ひします。

○OD委員

1番の項目の、住民に対する十分な説明と誠意ある対応並びに積極的な情報公開ということで、施設をつくる前はこういうふうな計画で立ててますんで、あと運用後もやっぱり事後調査等、情報公開、大気や土壌のそういう、地下水等の結果も公開されるということですけども、結局このごみ処理施設というのが、市長の意見にもあったんですけども、公衆衛生を守ると、健康を守るという施設であって、ある意味エコ施設なわけですよ。それで、その中で処理する上で出てくるものが影響のないようにするために、今こういうふうに評価してるっていうふ

うに思うんですけども、やっぱりこの住民との情報公開という説明をするだけではなくて、やっぱり今後もコミュニティーを形成していったって、やっぱり事業者と住民と一緒に意見交換ができる状況っていうのを続けていったってほしいなっていうのがありまして、といいますのが、やっぱりせっかく附属施設、住民の方が利用できる施設も一緒につくられると思うんですけども、何かこの施設を通じて、あるいはエコや環境に対する何かイベントとか教育をしたりとか、そういうことを通じて住民以外にもそういう何といいますかね環境、ごみに対することを考えていく、生活のことも考えていくっていう機会を与えられる施設になればいいのかなっていうのもちょっと希望としてはあるんですけども、その中であくまで住民に説明するというわけではなくて、説明をするんですけども、相手の意見もしっかり聞いて、お互いが話し合えるような場を多く設けてほしいという感じがして、それがやっぱり共存とかエコ施設としての役割なのかなっていう意味があって、そういうちょっと何か内容もちょっと盛り込んでもいいのかなと思った意見です。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

ほかに。

じゃあ、お願いします。

○OE委員

5番の専門家の所属等についてというところで、個人を特定するためではないですということを言われていたんですけども、所属と専門が明らかになれば、例えば鳥取大学、地域学部、植物生態学と出れば、あっ、永松先生だっていうのがわかるとか、何か鳥取の専門家ってそんなに数が多くないので、博物館の動物っていったらだれかわかるとか、わかると思うんですけども、それはわかってもいいやという感じでしょうか。

○事務局

実はこれ書かせていただいたのは、国もこういう方針ということでそれに合わせた形もございます。考え方としては、所属って書いてますけども、これケース・バイ・ケースで、例えば今おっしゃったように、ある程度限定された専門の分野であれば、大学を言っただけでもうだれかってのがわかってしまうということもありますし、あるいは結構専門家大勢いらっちゃって、大学を言ったぐらいではどこかわかりませんっていうようなところもあるかと思えます。その状況に応じて個人が特定されない範囲で、その所属や専門を明らかにしていただくというのが趣旨でございますので、必ず大学名を明らかにしてくださいとかというものではありません。ですので、その専門の分野に応じてとか内容に応じて、その所属の書き方は変えていただければいいのかなと。逆に言えば専門、個人が特定されない範囲で教えてくださいという意味でございます。

○OE委員

わかりました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

追加すべき点とか、特に盛り込むべき強調すべき点とか、知事の意見としてということで、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが。

どうぞ。

○OB委員

手続の問題とか、やり方についてちょっとお尋ねしたいんですが、例えば処理方式が決

定されて、それで影響評価をやり直すというのか確定するというのか、その評価書ができた後に例えばそういうことが起こるといのは、ここで知事意見としてそれをやってくださいと言えば、条例ですが、縛られるっていうことになるんですか、評価書ができた後でも。単純な質問なんです。

○事務局

評価書の公告縦覧の後の変更につきましては、一定規模以上の変更があった場合はやり直しになりますので、そういうような場合は手続的にはもう一度していただくような場合も生じてきます。

○OB委員

それで今、まだ方式が決定していないということがあってそのままになってしまうとしたら、今回のことっていうのは方式が決定したらそういうものに該当するっていうことになるんでしょうか。

○事務局

今、申し上げたのは、例えば処理能力の、済みません、数値ちょっと忘れまして、たしか10%以上だったと思いますけれども、例えばそういうような、以上の能力の増加とかそういうようなものが。あと場所の移動ですね、300メートル以上の範囲の移動とかそういうような場合があった場合は、やり直しというようなこともあり得ます。今、御質問ありました処理方式が変わるといことが、もしそういうのに該当、直結するのであれば可能性はありますが、恐らくそういうような対応はされないのかなというふうには思いますけれども。

○OB委員

ということは、今回意見を述べたら、やり直しではないけれども、追加で決まった後に出してくださいというような意見を述べるということでしょうかね。決まったらその確定した数字を出してくださいねって意味の意見をつけたいということでしょうか。

○事務局

そうですね、やり直しという意味ではなくて今、3方式の中で最大影響であるであろうもの、全部ではないんですけど、3方式ともやってるものもありますが、主としてそういうふうな方向でやっていますので、最終的な処理方式が決定した後にそれが本当に超えてないのかどうかという検証をしていただいて、それについて広く一般に知らしめてくださいということで意見を述べたいなという趣旨でございます。

○OB委員

わかりました。

○岡崎会長

お願いします。

○OC委員

環境が悪化してるかどうかを確認する、住民の方とかが確認する手段についてなんですけども、例えばビオトープの場所とかそういうふうなところというのは公開されるんですか、それとも……。事業所の中でも入れない立入禁止のような形になるんでしょうか。

もう一つは、例えば住民の方が土壌のサンプルなんかをとってきて調べてくださいとどっかに委託したときに、そういうふうなデータを持って事業者が例えば事業の内容を変更したりというふうなことがあり得るのかというふうなことも含めてちょっと、ないかもしれないですけども、ありましたらちょっと考えをお聞かせください。

○事務局

立ち入りについては、事業者さんのお考えかと思いますが、通常、東部広域さん、市町村の一部事務組合ですので、公的機関であるっていうことを考えれば、それを隠すようなことは恐らくないんじゃないかなとは思いますが、住民の方がとってこられた土壌の検査をされるのかどうかという部分につきましても、そこもちょっと事業者さんの御判断になるのかなとは思いますが、その辺はちょっと私の方から言うのは、いろいろ事業者さんのお考えがあるかと思いますが、ちょっとなかなかお答えしにくいところでございますが、済みません。

○OC委員

ありがとうございます。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回までの議論で、こんな項目で知事意見をまとめてみたらどうかというようなことで事務局の方から御説明いただいて、それに対してまた追加すべき点とか確認すべき点、委員の方々から本日御意見をいただいたというようなことになろうかと思えます。

さらに、ほかになければ、本日の各委員の御意見をもとにしまして、事務局の方で文章というんでしょうか、文言の形で起こしていただいて、知事意見の作成作業を進めていただくというようなことになろうかと思えますが、そのあたりの今後の予定といいましようか、計画について、事務局の方から御説明いただければと思えますが。

○事務局

事務局といたしましては、本日、各委員の皆様の御意見などを踏まえて、今、会長の方からお話しいただきましたとおり、知事意見案の最終案というものを作成したいと思っております。その最終案を作成しましたら、また皆様の方にメールにて送らせていただきまして、御意見を伺って、3月21日までに改めて知事意見を事業者の方に提出したいと考えております。大変御多忙中とは思いますが、またその際は御協力いただければというふうに考えております。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

メールで原案をつくって委員の皆さんに見ていただくと。年度末でまたこういった会議を持つのもなかなか時間的に難しいということですので、そういった形で最終案をつくり上げていきたいというようなお考えのようです。したがって、委員の皆様方はメールで確認した案についてチェックをいただいて、意見があれば御意見を事務局の方に寄せていただくという形にさせていただきたいと思えますので、御協力のほどをよろしく願います。

それで、委員の皆様からいただいた追加意見、これにつきましては、その扱いといいましようか、それに基づく修正につきましては私に御一任いただきまして、事務局と責任持って調整に当たりたいというふうに思っていますけれども、委員の皆様方、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そんな形で最終的な知事意見の形成、進めさせていただきますと思います。

それから、知事意見が出た後の事務的な予定というんでしょうか、進め方というんでしょうか、そういったものについて事務局の方から少し御紹介いただければと思えます。

○事務局

3月21日までに知事意見というものを事業者さんの方に提出したいと思えます。この評価書の知事意見の提出を受けまして、事業者さんの方が補正評価書というものを送られてこよう

かと思えます。この補正評価書というものを県の方が受け取ってから一月以内にさらなる補正を求めるかどうかというのを勘案しまして、確認書を通知するか、またもう一度補正をお願いしますというようなことをするかというのを検討することになります。この補正段階におきましては、必要に応じて審査会の方の御意見を聞くことになっておりますので、事務局といたしましては、その方針を決めてからまた皆様の方にお知らせする、こういった流れになろうかと思えます。以上でございます。

○岡崎会長

ありがとうございました。

今後また評価書が補正されて、その後この審査会を開くかどうか、これにつきましては今後またお知らせがあるというようなことのようにです。

それでは、議題1については、ここまでということで終わらせていただきたいと思います。